



南砺市告示第117号

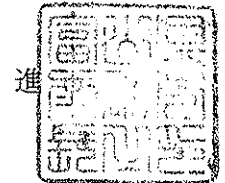
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による県営経営体育成基盤整備事業蛇喰地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成19年9月26日

南砺市長 溝 口



1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「久保」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	蛇 喰	51の一部、812の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「池田」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	蛇 喰	807の一部

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「川上中」に編入する区域	
	大字名	地 番
南砺市	蛇 喰	598の一部、599の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字の区域を変更し、大字「蛇喰」に編入する区域	
	大字名	地番
南砺市	久保	163の一部、164の一部、325の2の一部
	池田	303の一部
	川上中	499の1の一部、500の2の一部、 500の3の一部、961の2の一部、 963の2の一部、971の一部、972の一部、 973の一部

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む。

## 2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	蛇喰	向田島	4736の1から4736の3まで、 4737の1から4737の4まで、 4738、4740の1、4740の2、 4741の1から4741の4まで、 4742、4743の1、4743の2、 4744から4749まで、4749の2、 4750、4750の2、 4751の1から4751の11まで

上記の区域内にある国有地及び市有地の全部を含む